

## 車いす移動車貸付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日常的に車いすを利用する者（以下「利用者」という。）の家族等に、車いす移動車{介護型車いす移動車(スロープタイプ)}を貸付けることにより、社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (利用者)

第2条 利用者とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 身体障害者等の手帳を保持している障がい者（児）
- (2) 要支援及び要介護の認定を受けた高齢者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会長（以下「貸付者」という。）が適当と認めたものの。

### (貸付けの条件)

第3条 車いす移動車を借受できる者(以下「借受申請者」という。)は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 原則大淀町に住所を有する利用者の家族であること。
- (2) 大淀町に住所を有する社会福祉ボランティア団体であること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、貸付者が適当と認めたもの。

### (運転者)

第4条 車いす移動車を運転する者（以下「運転者」という。）は、第一種自動車普通免許の資格を有するもので、借受申請者が確保するものとする。

### (貸付の申請等)

第5条 借受申請者は、車いす移動車貸付申請書（様式第1号）及び福祉車両利用誓約書（様式第2号）を原則として借受希望日の7日前までに会長に提出しなければならない。

- 2 貸付者は、車いす移動車を貸付けることが適当と認めた場合には、車いす移動車貸付許可証（様式第3号）を借受申請者に交付する。

### (貸出方法)

第6条 貸出期間は、原則3日以内とする。ただし、貸付者が、他の申請者の借受を妨げないと認めた場合はこの限りではない。

- 2 貸出及び返却場所は、原則として大淀町社会福祉協議会とする。

- 3 貸出及び返却時間は、平日午前9時30分から午後15時30分までとする。
- (1) 貸出日の最初の日が土日祝祭日にあたる場合における貸出時期は、貸出日前の平日の16時から17時までとする。
- (2) 返却日が土日祝祭日にあたる場合における返却時期は、貸出期間後の最初の平日の8時30分から9時までとする。

(借受者等の義務)

- 第7条 車いす移動車の貸付を受けた者(以下「借受者」という。)は、善良な管理者としての注意をもって、車いす移動車の車両管理について、全責任を負うものとする。
- 2 借受者は、車いす移動車の借受後、車内清掃を行うとともに、運行状況並びに車両点検の報告を行うものとする。
- 3 運転者は、道路交通法を遵守し、安全運転をしなければならない。また、事故が発生した場合、速やかに警察署に通報し処置に当たるとともに貸付者に報告しなければならない。

(経費の負担等)

- 第8条 車いす移動車の通常の修繕費、租税公課費、自賠責保険料、及び任意保険料は、大淀町社会福祉協議会が負担する。
- 2 車いす移動車の貸出期間中の使用料は、無料とする。
- 3 借受期間中に使用した燃料等の消耗経費(以下「消耗経費」という。)及び借受者の故意又は重大な過失によって生じた車いす移動車等の破損による修繕等に要する経費並びに有料道路料金、有料駐車料金、交通違反による反則金等は、借受者の負担とする。
- (1) 消耗経費の算出については、1キロメートル当たり50円とする。ただし、走行距離数に1キロメートル未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。
- (2) 借受者が貸出期間中に給油した場合における消耗経費の算出については、前号の規定により算出した額から給油に要した額を差し引いた額とする。ただし、給油した額が、前号の規定により算出した額を超過した場合は、差額を還付するものとする。

(利用の制限)

- 第9条 車いす移動車の貸付け申し込みがあったとき、次の各号の一に該当する場合は、その利用を制限することができる。
- (1) 1ヶ月に5回を超える利用があったとき
- (2) 車いす移動車の利用が、営利を目的とするとき
- (3) 運転者が、道路交通法により運転を制限されているとき
- (4) 年末年始等(12月28日から翌年1月3日まで)、車両管理ができないとき

- (5) 修理・車両検査等で車両が利用できないとき
- (6) 上記のほか、貸付者が利用を不相当と認めたとき

(事故に対する賠償責任等)

第 10 条 借受期間中に事故が発生した場合は、自動車損害賠償保険等で対応できるものを除き、その他一切の責任は借受者が負うものとし、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(遵守事項)

第 11 条 借受者は、車いす移動車の貸付許可証に付された条件を遵守しなければならない。

(免責)

第 12 条 車いす移動車の事故及び故障等やむを得ない事情により、貸付けが、困難になった場合に生じた損害については、大淀町社会福祉協議会は、その責めを負わない。

(貸付台帳の整備)

第 13 条 車いす移動車を管理する者は、車いす移動車貸付台帳（様式第 4 号）を整備し、適正に管理しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は貸付者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。